

令和 8 年度実施

大網白里市住民協働事業

【応募の手引き】



**あなたの活動が
地域のチカラに！**

● 募集期間

令和 7 年 7 月 1 日（火）～ 9 月 1 7 日（水）

【問合せ先】

大網白里市役所 地域づくり課 市民協働推進班

〒299-3292 大網白里市大網115番地2

電話：0475-70-0342 FAX：0475-72-8454

E-Mail： chiiki@city.oamishirasato.lg.jp

ホームページ： <http://www.city.oamishirasato.lg.jp/>

目 次

1. 住民協働事業とは	2
2. 補助対象期間	2
3. 募集する事業	2～3
4. 団体の要件	4
5. 補助対象事業	5
6. 補助金額及び交付回数	5
7. 補助対象経費	6～7
8. スケジュール	8
9. 応募から選考まで	9～10
10. 審査基準	11～12
11. 選考結果について	12
12. 採択された場合について	12
13. その他の留意事項	13
14. 行政提案型協働事業 課題（テーマ）	14～18
15. これまでに採択された協働事業（参考）	19～22

1. 住民協働事業とは

未来に向けて、住みたい・住み続けたいまちをつくるためには、住民、団体、企業、市など様々な立場の人や団体が、力を合わせてまちづくりを進めていくことが大切です。

住民協働事業は、様々な団体と市が、お互いの特性を生かして明確な役割分担と責任のもと、協力しながら公共的課題に取り組む事業に、補助金を交付しています。

市民の皆様が持つ、アイデアやノウハウを地域課題や公共的課題の解決、または地域の活性化に生かし、より住民ニーズに合った公共サービスを提供し、よりよいまちづくりをすることを目的にしています。

※ 本事業に採択された提案の実施にあたっては、大網白里市における令和8年度予算成立が前提となりますので、あらかじめご了承ください。

2. 補助対象期間

令和8年度（4月～3月末日）です。

3. 募集する事業

（1）住民提案型協働事業

- ・事業のテーマやジャンルは問いません。
- ・地域をよく知っている皆様が実施することで、市が行う以上に
よりよい成果が期待できる事業提案を募集します。

（2）行政提案型協働事業

- ・市が提示したテーマ（課題）に基づき、皆さんが考える具体的な実施方法の提案を募集します。
- ・令和8年度のテーマは次のとおりです。

【令和８年度行政提案型協働事業 テーマ概要】

※詳細は１４ページから

①「郷土の歴史書概要版（仮）」の編纂業務／生涯学習課 図書室
図書室の郷土資料を活用して、「郷土の歴史書概要版（仮）」を作成する。

②働き盛り世代の運動習慣定着に向けた取り組み／健康増進課
成人保健・予防班

青年期・壮年期の働き盛り世代が、参加しやすい場所・時間帯等で運動体験会を開催し、運動を継続するための効果的な情報提供を行う。

③所有者不明土地除草等事業／地域づくり課 環境対策班

雑草の除去に関する相談を受けた市内の土地のうち、相続放棄などで所有者が判明しない土地について、除草や剪定作業を行う。

④地域でたい肥化！／地域づくり課 環境対策班

地域規模での大型たい肥化装置などを使用し、生ごみを共同でたい肥化させ、有機肥料を求める人に販売する。

⑤地域猫活動／地域づくり課 環境対策班

地域住民が主体となり、地域にいる野良猫の不妊去勢手術を行い、エサのやり方やフンの始末などに関するルールを定め、地域で野良猫を適性に管理することで、野良猫によるトラブルを減らし住みよい地域を目指す。

4. 団体の要件

●対象となる団体 ※次の全てを満たす団体が応募できます

- (1) 主たる活動の場が大網白里市内にあること。
- (2) 構成員が5人以上で、その過半数が大網白里市内に在住、在勤又は在学していること。
- (3) 団体の代表者及び運営について、会則等で定められていること。

●対象とならない団体 ※次のいずれかに該当する団体

- (1) 政治、宗教又は営利を目的とする団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体。

5. 補助対象事業

- 住民提案型協働事業又は行政提案型協働事業であって、次の要件に全て該当する事業
 - (1) 市民の福祉向上又は公益上の必要性が認められる協働事業
 - (2) 大網白里市内で実施される協働事業

- 以下のいずれかに該当する事業は対象外です。
 - (1) すでに他の補助金、助成金等を受けている事業
 - ※団体の運営費のみの補助など、会計が明確に分けられる事業であれば対象になりますが、提出の際、必ず申し出てください。
 - (2) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
 - (3) 地域住民の交流会や親睦を目的とする事業
 - ※事業の一環としてではなく、単発の催しなどは対象外です。
 - (4) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
 - (5) その他補助することが適当でないと認められる事業
 - ※同一団体が二つ以上の事業を提案することはできません。

6. 補助金額及び交付回数

- 住民提案型事業… 1事業、30万円を上限とします。審査会以降、補助金の増額はできません。
- 行政提案型事業… 事業内容により定めます。
- 補助金の交付は、当該年度1団体1事業とし、同一事業に対する補助金の交付は、3回を限度とします。また、補助対象年度ごとに申請に基づく審査により決定します。
- 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。
- 事業採択前の事前準備等の経費は対象となりません。

7. 補助対象経費

- 事業実施に直接必要な経費で、以下に掲げるものが補助の対象となります。

項 目	内 容
人件費	アルバイト等に対する人件費 <u>※団体の構成員に対する人件費は除く</u> ※各自の領収書もしくは領収書にかわるものが必要
謝礼等	講師及び専門家への謝礼 ※補助対象団体の構成員に対するもの、手土産代は除く
旅費 交通費	事業実施に直接必要な交通費、講師等に支払う交通費 ※団体運営のための交通費、一般参加者の交通費は除く
消耗品費	事業実施に直接必要な消耗品購入代（資料やポスター等の用紙代、摩耗しやすい機材の部品、材料等）
燃料費	事業に直接使用する機材等の燃料代（単価は明確にすること）
印刷製本費	チラシ、パンフレット、ポスター等の印刷代、コピー代、写真現像代
通信費	郵送代、携帯電話等利用料（事業のため契約したものに限り）
保険料	参加者、指導者、講師等が加入する損害賠償保険、ボランティア保険等 ※火災、地震等の家屋に係る保険料を除く
使用料 賃借料	事業実施に直接必要な機器類の賃借料、会場の使用料等 ※団体自らが所有している施設、団体事務所としての施設の賃借料、家賃等は除く
その他	その他事業実施に直接必要な経費（経費ごとに要相談）

※備品購入は原則不可能となります。ただし、事業の実施に必要な不可欠と担当課等が認めた場合には補助対象とします。

※経費を計上する際は、必ず算出根拠を明確にし、高額なものは見積もりをとってください。

● 以下は対象とならない経費（対象外経費）

- （１）食糧費（食事代、弁当代、会議時お茶代等）
- （２）記念品の購入等に係る経費
- （３）家賃（敷金及び礼金含む）
- （４）交際費、慶弔費
- （５）負担金、寄付金（上部団体への負担金や加入組織の会費等）
- （６）土地の取得、造成及び補償に関する経費
- （７）団体の経常的な運営に係る経費（事務所管理費、事務局経費、団体構成員移動費など）
- （８）領収書等により、団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- （９）補助事業に直接関係ない経費、補助することが適当でないと認められる経費
- （１０）事業補助金交付決定（事業採択通知ではありません）以前に支出された経費

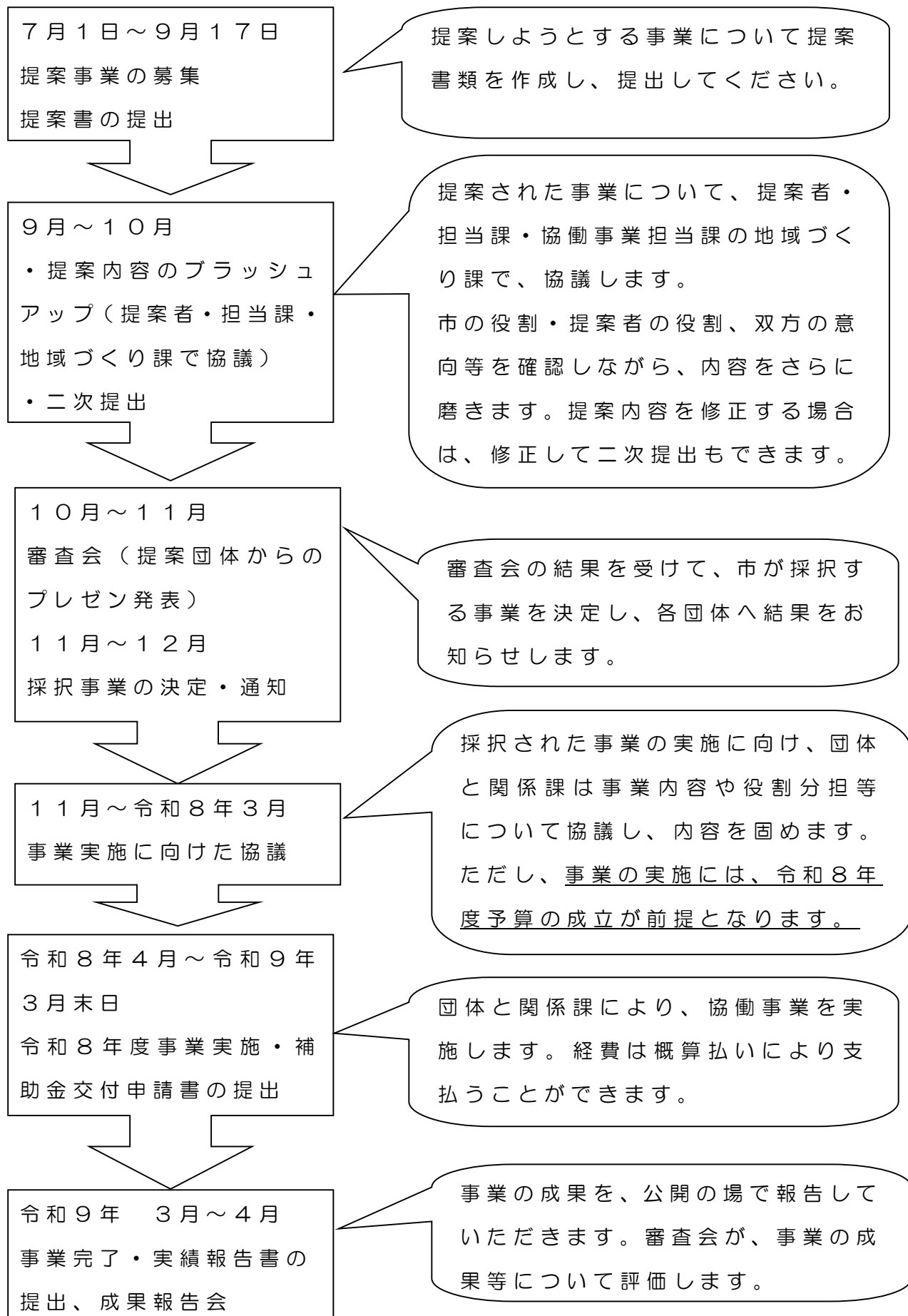
※領収書等により、支払ったことが明確でない経費は補助対象外となります。領収書は、各自で適切に保管してください。事業終了後に実績報告とともに提出していただきます。

**団体の構成員に対する人件費は一切認められません。
ご注意ください！！**



8. スケジュール

※スケジュールは変更になる場合もあります。



9. 応募から選考まで

● 募集期間・提出場所

- ・令和7年7月1日（火）～9月17日（水）
- ・提出は地域づくり課（本庁舎1階）へ持参
- ・受付時間は、午前8時30分から午後5時まで
（土日祝日を除く。）
- ・提案書の内容を確認し、必要に応じて聞き取りをさせていただきます。
- ・提出後、提案者・担当課・地域づくり課で協議の場を設けます。
日程は相談のうえ、決めさせていただきます。

必要書類は以下のとおりです。（原本1部）

- ・大網白里市住民協働事業提案書 ※第1号様式（第8条）
- ・事業計画書 ※別紙1（その1・その2）
- ・事業収支予算書（単価表や見積書など、積算の根拠となったものを添付） ※別紙2
- ・団体の概要及び活動実績調書 ※別紙3
- ・団体の会則等及び団体名簿（任意様式）
- ・継続して補助を受けようとする団体は、継続団体用調書（以前の提案事業と異なる点、継続事業として評価できる点を記入）
- ・その他必要書類（資料等）

【その他提出にあたっての注意】

- ・提案書などの各様式は、地域づくり課、中央公民館、白里出張所、中部コミュニティセンター、市役所分庁舎、大網白里アリーナ、農村環境改善センター、社会福祉協議会、市ホームページ
（<http://www.city.oamishirasato.lg.jp/>）から入手できます。
- ・事業提案に係る費用は、各提案者の負担とします。
- ・提出された提案書は返却しませんので、必ず写しをとってください。
- ・提出書類の不備により、期限内に提出できなかった場合は、自己責任となります。

●選考（公開プレゼンテーション・審査会）

提案された事業は、書類審査とプレゼンテーションにより選考します。審査会で事業内容を審査し、評価した結果をもとに採択事業を決定します。なお、審査の結果、採択の条件がつくことや一部事業内容の修正や変更をお願いする場合があります。

公開プレゼンテーション・審査会の日程（１０～１１月）は未定ですので、決定次第、提案団体に通知します。

【公開プレゼンテーションについて】

審査会委員の前で、公開プレゼンテーションを行います。提案団体は、提案事業内容について１０分以内で発表し、その後、審査会委員の質疑に応じていただきます。

- ・プレゼンテーションの方法は、パネル、パワーポイント、参考資料など自由です。
- ・資料を配布する場合は、審査会開催の１０日前までに７部提出していただきます。当日は受け付けられません。
- ・公開プレゼンテーションを欠席した場合は、審査対象外となります。

10. 審査基準

● 以下のような観点から審査します。

目的 課題	・ 地域が抱える課題を的確に捉えている事業か。 ・ 時勢、社会状況、地域・市民ニーズを適正にとらえた事業か。
企画 効果	・ 事業の内容が具体的で目標達成に向けて適切な活動内容か。 ・ 提案者の特性を生かし、創意工夫された事業であるか。 ・ 先駆的で模範となる事業か。 ・ 事業を行うことで、市民や地域、他の団体への波及効果（広がり）は期待できるか。 ・ 他の団体との連携や協力により相乗効果をあげられるか。 ・ 費用対効果が期待できるか。 ・ 継続して補助を受けようとする場合は、前年までの内容・効果を踏まえた、内容となっているか。
実行力	・ 実現に向けて、実施手法が具体的かつ妥当な内容か。 ・ 計画どおり企画を実施できる体制となっているか。 ・ 適正な見積もりが行われているか。 ・ 事業についての使用許可など関係手続きが整う可能性があるか。 ・ 継続して補助を受けようとする場合は、前年までの実施状況は適切であったか。
継続性	・ 補助事業終了後も、自主事業として団体が継続的に実施する見込みがあるか。 ・ 自主自立して活動を実施できるか。 ・ 寄付、協賛金の呼び掛け、参加費など受益者負担などは妥当か。 ・ 自主的な情報収集・情報発信を行うなど、事業内容を発信する工夫がされているか。

必要性	・ 公益性があり、提案者と市が協働する必要性があるか。 ・ 団体と市の役割分担が明確で、相互の特性を生かした妥当なものであるか。 ・ その事業を実施する必要性はあるか。 ・ 継続して補助を受けようとする団体は、補助を継続する必要性があるか。
-----	---

※審査基準等は、協議により変更される場合があります。

審査値	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
点数	5	4	3	2	1

- ・ 各審査項目を5点満点で採点し、事業採択の適否を審査します。
- ・ 各審査員の点数を合計し、総合計の6割以上を採択とします。

1 1. 選考結果について

審査結果をもとに、市長が採択事業を決定します。

結果は、各団体に通知（郵送）するとともに、市の広報紙やホームページ上で公表します。なお、審査状況や選考（採択）結果に関するお問い合わせは、ご遠慮いただいておりますので、ご了承ください。

1 2. 採択された場合について

- ・ 採択通知を受け取った後、翌年4月に「交付申請書」を提出してください。
- ・ 活動を行うにあたっては、法令を順守し、事業に必要な諸申請は各団体が責任をもって、自ら行ってください。
- ・ 実績報告では、経費を支払ったことを証する書類（領収書の写し）と事業概要を確認できる資料（写真等）の添付が必要になります。
- ・ 補助金交付対象として決定された予算の10%以上の額、事業全体（補助金対象外も含む）の20%以上の額の変更が生じた場合は、「補助金変更承認申請書」の提出が必要です。

1 3. その他の留意事項

- 補助対象に係る事業着手時期は、採択決定の時期ではありません。
翌年4月1日以降となります。
- 市ホームページなどで事業を紹介する場合、活動写真を掲載する場合があります。
- 提出書類に虚偽があった場合、提案及び採択を取り消す場合があります。



1 4. 令和 8 年度行政提案型協働事業 課題（テーマ）

①「郷土の歴史書概要版（仮）」の編纂業務

提案課・班名	生涯学習課 図書室
事業の概要	図書室の郷土資料を活用して、「郷土の歴史書概要版（仮）」を作成する。
期待される効果等	図書室の所蔵している郷土資料は専門知識の無い者にとっては難解であるが、誰にでも読みやすい「郷土の歴史書概要版（仮）」としてまとめることで、幅広い層の市民に郷土の歴史について知ってもらおう。
住民団体に期待する役割	郷土史に見識のある団体による郷土資料等の編纂作業。 （読みやすい文体でまとめる。）
市の役割	・啓発活動や企画に必要な公共施設の提供 ・市の広報紙・ホームページへの掲載 ・情報の提供
事業期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日
概算事業費	2 0 万円（概算）
備考	

②働き盛り世代の運動習慣定着に向けた取り組み

提案課・班名	健康増進課 成人保健・予防班
事業の概要	青年期・壮年期の働き盛り世代が、参加しやすい場所・時間帯等で運動体験会を開催し、運動を継続するための効果的な情報提供を行う。
期待される効果等	運動習慣が定着することにより、生活習慣病の予防や改善、フレイル予防等の介護予防につながる。
住民団体に期待する役割	働き盛り世代のライフスタイルに合わせた、運動体験会の開催および運動継続のための参加者への情報提供。
市の役割	会場の貸出、事業の周知
事業期間	令和8年9月～12月
概算事業費	事業内容による
備考	

③ 所有者不明土地除草等事業

提案課・班名	地域づくり課 環境対策班
事業の概要	雑草の除去に関する相談を受けた市内の土地のうち、相続放棄などで所有者が判明しない土地について、除草や剪定作業を行う。
期待される効果等	環境美化と、生活環境の向上が図られる。
住民団体に期待する役割	所有者不明土地の除草等作業
市の役割	・ 相談対象地の調査、所有者不明土地についての情報提供 ・ 草、枝の処分
事業期間	令和８年度～
概算事業費	事業内容による
備考	

④ 地域でたい肥化！

提案課・班名	地域づくり課 環境対策班
事業の概要	地域規模での大型たい肥化装置などを使用し、生ごみを共同でたい肥化させ、有機肥料を求める人に販売する。
期待される効果等	ごみの大幅な減量化
住民団体に期待する役割	生ごみの持ち込み、機械の設置、農家など肥料を使いたい人と完成した肥料の販売の橋渡し。
市の役割	広報や区長回覧、農家組合長回覧などで事業の周知を行う。
事業期間	令和８年度～
概算事業費	事業内容による
備考	

⑤ 地域猫活動

提案課・班名	地域づくり課 環境対策班
事業の概要	地域住民が主体となり、地域にいる野良猫の不妊去勢手術を行い、エサのやり方やフンの始末などに関するルールを定め、地域で野良猫を適正に管理することで、野良猫によるトラブルを減らし住みよい地域を目指す。
期待される効果等	ふん尿による被害、ゴミ捨て場を荒らされるなど、無責任な餌やりによる近隣トラブルの減少。
住民団体に期待する役割	・地域での代表者を選任し、この活動を行う旨を地域住民に回覧板や会合で周知する。 ・管理する猫の目印を決め、餌やりの場所やトイレの設置場所を決める。 ・頭数などを定期的に管理する。
市の役割	・活動地域を把握し問い合わせがあった際に正確な案内を実施する。 ・市の広報紙やホームページへの掲載。 ・ルールづくりの、進め方のサポートを実施。 (例) ・エサを与える場所・方法・担当を決める。 ・猫用トイレの設置場所、清掃など管理者を決める。※エサを与えている人と検討。 ・手術費の確保、管理者を決める。 ・エサを食べにくる猫の数を確認、所有者がいない事を確認する(写真などで確認、約1週間程度) - などのルール策定や流れのサポートをする。
事業期間	令和8年4月～
概算事業費	事業内容による
備考	

15. これまでに採択された協働事業（参考）

団体名	事業名	事業概要	実施年度
大網白里市 外国人支援 ネットワーク	大網白里市 外国人支援 ネットワーク 事業	大網白里市に在住、在勤、在学する外国人に 対するコミュニケーション・生活支援などの 活動を通して当市における多文化共生を支 援する。毎月1回外国人のためのサロン及び 相談室を設け、日本語学習支援、役所や病院 などの窓口での日本語支援、外国人と日本人 とのコミュニケーションの場づくりを行う。 また、ホームページを開設し、活動のPRと ともに個人、法人の会員を募っていく。	R7
大網社会法 研究会	フリーラン ス塾（働き方 と法）事業	フリーランスとして働く方へ、関連する法を 理解するために専門の講師を招き、塾という 形で講座を開設する。フリーランスとしての 働き方を知り、法的救済のノウハウを身に着 けることでフリーランスで働く方を増やし、 地域経済が活性化されることを目的とする。	R7
地域情報デ ジタル化普 及実行委員 会	地域情報サ イトの新設 と運用によ る地域コミ ュニティ活 性化事業	地域情報を掲載するウェブサイトを立ち上 げ、地域内の各区・自治会等に係る、住民生 活に必要な情報、役立つ情報を集約して一元 管理するシステムを構築し、市民に有益な情 報を広く提供する。 また、本システムを多くの住民が利用できる ように、デジタル機器に不慣れな方を対象に した、スマホ教室を開催し、スマホの普及率 を向上させる。	R5～R6

団 体 名	事 業 名	事 業 概 要	実 施 年 度
日 本 語 教 室 委 員 会	日 本 語 教 室 の 運 営 【 行 政 提 案 】	市 内 在 住 の 外 国 人 の た め 、 日 本 語 支 援 S ・ M ク ラ ス を 開 設 す る 。 ま た 、 在 住 外 国 人 と 地 域 住 民 の 交 流 や 情 報 交 換 の 場 と し て グ ロ ー バ ル カ フ ェ を 開 設 す る 。	R2～R4
エ コ マ リ ン 大 網	地 域 へ の 自 然 エ ネ ル ギ ー 導 入 に 向 け た 土 台 作 り	地 球 温 暖 化 防 止 の た め に 、 地 域 や 地 域 住 民 で 進 め な け れ ば な ら ない 課 題 と し て 「 地 域 へ の 自 然 エ ネ ル ギ ー の 導 入 」 が あ る 。 こ れ を 地 域 の 課 題 と し て 地 域 住 民 に 受 け 止 め ら れ る た め の 地 域 住 民 へ の 普 及 ・ 啓 発 活 動 や 勉 強 会 を 実 施 す る 。	R 2
大 網 白 里 地 域 福 祉 カ レ ッ シ 実 行 委 員 会	大 網 白 里 地 域 福 祉 カ レ ッ シ 【 行 政 提 案 】	地 域 福 祉 の 担 い 手 と な る 福 祉 人 材 を 発 掘 ・ 育 成 す る た め に 、 地 域 福 祉 活 動 の 経 験 の な い 又 は 経 験 の 浅 い 市 民 に 、 地 域 福 祉 活 動 の 趣 旨 や 必 要 性 な ど の 知 識 を 習 得 し て も ら う こ と を 目 的 と し て 、 地 域 福 祉 に 係 る 研 修 会 を 実 施 す る 。	R 2 (中 止)
特 定 非 営 利 活 動 法 人 リ ン ク	ひ き こ も り 当 事 者 及 び 家 族 の 支 援	社 会 参 加 を す る こ と に 課 題 を 抱 え 、 生 活 の し づ ら さ を 感 じ て い る 人 へ の 支 援 を 通 じ 、 ひ き こ も り の 方 が 地 域 に 出 て 社 会 参 加 で き る 機 会 を つ く る 。	R1～R3
ぐ る っ と 大 網 3 0 km ウ ォ ーク 実 行 委 員 会	ぐ る っ と 大 網 3 0 km ウ ォ ーク	市 の 豊 か な 自 然 と 文 化 を 多 く の 市 民 に 知 っ て も ら う と と も に 自 ら の 健 康 管 理 意 識 の 向 上 、 家 族 の 絆 、 仲 間 意 識 の 向 上 に よ り 地 域 で の 互 助 の 成 立 に よ る 支 え 合 い の 街 づ く り に 寄 与 す る 。	H 3 0
街 資 源 再 興 プ ロ ジ ェ ク ト	ハ マ ボ ウ フ ウ 特 産 品 化 プ ロ ジ ェ ク ト	か つ て 地 元 で 食 さ れ て い た ハ マ ボ ウ フ ウ を 栽 培 し 、 市 の 特 産 品 と し て 復 活 さ せ る こ と で 、 ま ち お こ し を 図 る 。	H 2 9 ～ R 1

団体名	事業名	事業概要	実施年度
買物送迎事業運営委員会 ↓ NPO法人買物送迎フレンドリー へ名称変更	買物送迎事業	上谷新田地区を対象に、移動手段を持たない高齢者の買物の送迎を行うことで、地域ぐるみのコミュニケーション、安否確認、安心して住み続けられる暮らしの支援を図る。	H29 ～R1
社会福祉法人 翡翠会	認知症カフェ・かきつばたの運営	「認知症カフェ」を運営し、認知症の方とその家族が、地域の方々と自由に交流できる場所と機会を提供する。	H29 ～R1
大網白里ひまわりねっと	男女共同参画啓発事業 【行政提案】	「男女共同参画社会の実現に向けた地域や職場での広報・啓発活動」について市民目線で企画・運営する。	H29 ～H30
十枝の森を守る会	十枝の森自然環境保全活動	十枝の森の見守り、清掃、維持管理を実施し、イベントを開催する。また、十枝雄三翁の功績を周知する。	H27 ～H29
(一社)大網白里まちづくりサポートセンター ↓ NPO法人市民ステーション・まちサポ へ名称変更 (H29.11)	メールマガジン利用の協働のまちづくり活性化事業	メールマガジンの配信を利用し、市民相互の繋がりを強化、市民活動に興味の無かった市民も巻き込み、市民の活力を引き出し協働のまちづくりに拍車をかける事で、市の活性化を図る。	H30
	地域の子育てサポート事業	子育て世帯が安心して子どもを預けられ、子育ての悩みを相談できる子育てサポーターを養成し、子育てサポートクラブとして組織する。	H27 ～H29
	市民活動コーディネート事業	市民活動に関する相談窓口を設置するとともに、新たな市民活動の立ち上げをサポートし、協働のまちづくりの推進を図る。	H26

団体名	事業名	事業概要	実施年度
(一社)大網 白里まちづ くりサポー トセンター ↓ NPO法人市 民ステーシ ョン・まちサ ポ へ名称変更 (H29.11)	住民協働事 業運営支援 及び協働体 験実施事業 【行政提案】	市民活動団体と住民協働事業に携わる団体 相互の連携を図り、様々な協働の体験活動の 場を提供する。また、住民協働事業実施団体 の進捗状況の確認、相談に対する助言を行 う。	H25
まちサポ 「お助け隊」	有償ボランテ ィア まちサ ポお助け隊	高齢者、子育て中の方の、日常生活上のちょ っとした困りごとに、有償で生活支援を行 う。	H26 ～H28
NPO法人 住み続けた いまちづく りの会	健康増進と 介護予防の ための「いき いき教室」全 市展開事業	福祉施設等に対し、笑いヨガを導入した「い きいき教室」を実施する。また、笑いヨガリ ーダーの育成を行う。	H25 ～H27
あみなび会	大網白里ま ち紹介DVD 制作事業	市に転入した方に市での新生活に役立てて もらうため、大網白里市の魅力などをダイジ ェストで紹介するDVDを制作・配布する。	H25 ～H26
児童館設立 プロジェクト	「ゆめの木」 運営事業	未就学児の親子、児童、生徒、一般住民が誰 でも参加でき、幅広い交流が行える居場所づ くりを行う。	H25
シェイクハ ンズ	エコキャッ プ活動を通 じた社会参 加事業	ペットボトルのキャップを集め、世界の子ど もにワクチンを贈る「エコキャップ活動」を、 学校・施設・自治会等の協力のもと行う。障 がいを持つ子(人)たちと一緒にキャップ回 収・分別などの活動を行う。	H25